



2018年4月19日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目10番1号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 峯村 悠吾
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエーステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲 斐 浩 登
TEL. 03-6447-3395

発行新投資口数の確定に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2018年4月9日及び2018年4月16日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を買い取る権利の行使により発行される本投資口の発行数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買い取る権利の行使により発行される本投資口の発行数 51,900口

(ご参考)

1. 公募による新投資口発行の募集投資口数
下記①及び②の合計による本投資口 2,128,200口
 - ①下記の各募集における国内引受会社及び海外引受会社の
買取引受けの対象投資口として本投資口 2,076,300口
 - 国内一般募集 1,136,775口
 - 海外募集 939,525口
 - ②海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する
本投資口を買い取る権利の行使により発行される本投資口 51,900口

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。
本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。



2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	6,463,256口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	2,128,200口
公募による新投資口発行後の発行済投資口の総口数	8,591,456口

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われるSMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）により51,900口を上限として、2018年5月23日に、本投資口が追加で発行されることがあります。

3. 調達する資金の使途

国内一般募集における手取金14,812,178,250円については、海外募集における手取金12,918,267,750円と併せて、2018年4月9日付で公表の「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の取得予定資産の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限676,257,000円については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。
本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。